

出雲市農業委員会（第2期）第12回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和3年(2021)7月26日(月) 午後1時30分～午後2時40分

2 場所 出雲市役所 6階 全員協議会室

3 出席委員(21名)

大梶 泰男	石飛 政樹	松本 尚幸	原 孝治	河原 基
岡田 征記	落合 光啓	佐野 芳夫	岡 正	石飛 忠宏
渡部 靖司	上野 正夫	塩野 一男	板垣 房雄	今岡 充
持田 守夫	江角 昭夫	伊藤 美樹	青木 敏男	若槻 博美
遊木 龍治				

4 欠席委員(3名)

松井 幸男 水 壯 神田 伯

5 提出議題

(1) 報告事項

報第33号 会長専決処分の報告

報第34号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 議案審議

議第75号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第76号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について

議第77号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第78号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第79号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第80号 農地法第3条第2項第5号による別段面積について

(農地法施行規則第17条第2項)

会長あいさつ

6 議事

大梶会長が、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。

署名委員に議席番号24番の遊木龍治委員と2番の石飛政樹委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。
 報告事項、報第33号会長専決処分の報告、報第34号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第35号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、一括して報告します。

議長 報第33号会長専決処分について、報告いたします。
 先ず、都市計画法に基づく開発行為の許可が必要で、開発行為の許可と合わせて許可した案件、第8回総会の農地法第5条3件については6月30日付けで許可決定しております。
 また、第11回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条1件及び農地法第5条1件については、島根県農業会議第64回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、農地法第4条1件及び農地法第5条1件を、常設審議委員会における決定日の7月12日付けで許可決定しております。
 以上、報告といたします。

議長 続いて、報第34号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

後藤主事 報第34号について、ご説明いたします。
 報告事項の1～2ページをご覧ください。
 農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6か月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。
 今月は、受付番号57～68番の12件の通知がありました。内訳としては、借人の都合によるものが1件、農地売買のためが1件、農地法3条申請のためが1件、農地法5条申請のためが2件、担い手による農地集積のためが1件、中間管理事業への移行のためが6件です。
 農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6か月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。

以上、報告といたします。

議長 続いて、報第35号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

高橋副主任 報第35号について、ご説明いたします。
報告事項の3～17ページをご覧ください。
農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。
この届出の先月受付分は、受付番号62～86番までの25件でした。
権利の取得事由は、24件が「相続」、1件が「時効取得」によるものでした。
市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。
受付番号67番、74番、76番、77番、79番については、あっせん希望がありましたので、担当農業委員さんに相談をしています。
なお、(農地法関係事務処理要領の第3の3、留意事項にかかる)本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、7月6日付けで通知を出しております。
以上、報告といたします。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしました。が、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

議長 それでは、これより議案の審議を行います。
議第75号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
農業振興課河井係長から内容について、説明をお願いします。

河井係長 議第75号について、ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会での判断をお願いいたします。
それでは、7月30日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。

お手元の農用地利用集積計画の2ページ上の利用権設定合計の賃借権の行をご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページの左上の表の、合計①の欄をご覧ください。設定合計は、67筆、76,952.00㎡、うち新規の設定が39筆、39,949.00㎡、再設定が28筆、37,003.00㎡です。

この内訳については2ページの別表①の総計欄の一番下、合計をご覧ください。相対分合計が16筆、21,484㎡です。中間管理事業分合計が51筆、55,468㎡、うち中間管理事業一括方式分が10筆、9,088㎡となっております。

続いて、使用貸借権の設定です。2ページの上の利用権設定合計の使用貸借権の行をご覧ください。設定合計は、69筆、82,326.45㎡、うち新規の設定が30筆、25,577.45㎡、再設定が39筆、56,749.00㎡です。

この内訳については3ページの別表②の総計欄の一番下、合計をご覧ください。相対分合計が20筆、24,601㎡、中間管理事業分合計が49筆、57,725.45㎡となっております。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページ上の利用権設定合計の総計欄の一番下、合計をご覧ください。136筆、159,278.45㎡です。

その他 詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

なお、今月は、中間管理事業一括方式による利用権設定がございますので、各筆明細の見方について簡単にご説明いたします。

7ページをご覧ください。番号の1300から始まるものを一括方式としております。では、番号1300-1でご説明いたします。一括方式では、農地の出し手から中間管理機構を経て受け手耕作者まで同時に利用権を設定するため、利用権の設定をうける者、利用権を設定する者、利用権を設定する土地、設定する権利、権利の種類それぞれ1件あたり2段の構成となっております。

まず、利用権の設定をうける者、利用権を設定する者について説明いたします。

上段は、従来方式の集積計画に当たり、利用権設定を受ける者、これは中間管理機構である公益財団法人しまね農業振興公社で、利用権を設定する者、これは農地の出し手となります。

下段が一括方式で新たに加わったところになります。従来方式で言えば配分計画に当たり、利用権設定を受ける者については、受け手耕作者、利用権を設定する者については、公益財団法人しまね農業振興公社となります。

次に、利用権を設定する土地、設定する権利、権利の種類につきましては、出し手から受け手に、必ず同じ条件で利用権設定を行うため、上段と下段が同一の内容となっています。

以上、一括方式による各筆明細の見方につきまして説明を終わります。

なお、今月の一括方式の案件は、宍道湖西岸事業関連で申し出のあった農地について設定するものです。

また、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。

18ページの「農用地利用集積計画 所有権移転」及び19ページの「所有権移転 総括表」をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第5条第3項の規定により、県が指定する農地中間管理機構である「公益財団法人しまね農業振興公社」は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へ売り渡します。

この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。

今月の所有権移転の合計は、1筆、1,518㎡です。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者・利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回までの総会で決定いただきました農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。

説明は以上です。

河原委員 議席番号5番の河原です。

7ページの番号1300-1について質問です。利用権を設定する土地が2,024㎡のうち528㎡などとありますが、残りの面積は自作されるのでしょうか。

河井係長 残りの面積については、平成27年12月1日付けですでに利用権が設定されております。

河原委員 わかりました。

議長 その他にご質問、ご意見はございませんか。

議長 他に質問がないようですので、それでは、議第75号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。
よって、議第75号を承認いたします。

議長 次に、議第76号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

高橋副主任 議第76号について、ご説明いたします。
第12回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転が10件、使用貸借権の設定が1件で合計11件の申請がありました。
個別の事案について、ご説明いたします。2～4ページをご覧ください。
なお、備考欄に※印で記載のあるものにつきましては、
令和2年7月27日の総会にて別段面積の適用を決定した土地でございます。
受付番号22番について説明します。譲渡人は、相続人不存在である申請地の相続財産管理人で、相続財産処分のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、WC Sおよび牧草を栽培される計画です。

なお、この譲渡人は、この後審議していただく、議第80号農地法3条第2項第5号による別段面積の受付番号7番の土地所有者と同じですので、補足をします。議案の18ページをあわせてご覧ください。本件の3条申請の譲受人は自身の牧場の家畜に食べさせる飼料を作るために規模拡大を望んでいます。一方で別段面積で申出した芦渡町の農地も当初はその予定で取得したものです。しかし周りの田は別の人の所有であり、自身の農地とも離れていて耕作するのに不便を感じていたところ、取得したいという要望があり譲ることになりました。今回3条で取得希望の平野町の農地は自身の牧場からも近く、今後も申請地の近くで農地を広げていきたいと思っているため申請されたものです。

つづいて受付番号23番について説明します。譲渡人は、所有者不明である申請地の不在者財産管理人で、不在者財産処分のため、以前より申請地を管理している隣接農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、隣接する自己所有地と一体的に受人が水稻を栽培される計画です。

つづいて受付番号24番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、

近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

受付番号25番、31番、32番は権利の種類によってわかれています。譲受人が同じですので併せて説明させていただきます。権利の種類が25番、31番は所有権の移転、32番は使用貸借権の設定です。譲受人の耕作面積は1,976㎡ですが、受付番号31番の申請地合計面積2,364㎡+受付番号32番の申請地面積2,039㎡=6,379㎡になり地区の下限面積50アールを満たします。

受付番号25番は家族間の贈与のため、受付番号31番の譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、受人に譲渡するものです。所有権移転後は、どちらもレモンを栽培される計画です。

受付番号32番は使用貸借権の設定です。貸出人は借受人に農業指導するため、借受人と5年の期間で使用貸借権を設定するものです。権利設定後、借受人は貸出人の指導を受け、野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号26番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、隣接農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号27番について説明します。譲渡人は、市内遠隔地在住による耕作不便のため、以前から申請地を利用権設定して耕作していた隣接農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、引き続き水稻を栽培される計画です。

つづいて受付番号28番について説明します。譲渡人は、市内遠隔地在住による耕作不便のため、以前から申請地を管理している近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、水稻を栽培される計画です。

つづいて受付番号29番について説明します。譲渡人は、県外地在住による耕作不便のため、以前から申請地を管理している隣接宅地居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、オレンジを栽培される計画です。

つづいて受付番号30番について説明します。こちらは、経営面積が少ない農地所有適格法人の構成員が、当該法人に貸し付けることを前提として農地を取得する特例になります。具体的には、「譲受人が農地所有適格法人で常時従事している構成員」かつ「所有権移転後に申請地を当該法人に貸し付ける」ことを条件に、譲受人の経営面積に当該法人への貸付面積を含めることができるものです。これにより、譲受人の経営面積630㎡+貸付面積4,257㎡+申請地面積1,181㎡=6,068㎡となり、地区の下限面積50アールを満たします。所有権移転後は、利用権設定により引き続き当該法人が隣接地と一体的に水稻を栽培される計画です。

以上、受付番号22～32番については、5～7ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

石飛委員 議席番号12番の石飛です。
受付番号25番、31番、32番について質問です。譲受人の年齢や職業について教えてください。

高橋副主任 41才で自営業の方です。

石飛委員 3つの地区の計60アールでレモンを栽培されるということですが、受付番号30番の複数の筆はある程度固まった位置にあるのでしょうか。担当地区の農業委員さんをご存じでしょうか。

佐野委員 議席番号8番の佐野です。ある程度固まって位置にあります。

石飛委員 わかりました。頑張ってくださいと思います。

議長 その他にご質問、ご意見はございませんか。

議長 他に質問がないようですので、それでは、議第76号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。
よって、議第76号を承認いたします。

議長 次に、議第77号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

吉川主任 議第77号について、ご説明いたします。
第12回総会議案の1ページをご覧ください。今月は、5件の申請がありました。

議案書は8ページ、参考資料は1～10ページをご覧ください。

なお、8月開催予定の第65回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております、1件の予定です。

説明基準に該当する案件はありません。

なお、この他に事後追認の案件が2件あります。

受付番号29番の案件は、昭和50年頃から申請地の一部を進入路として利用してきたものです。

受付番号31番の案件は、昭和56年頃から駐車場及び車庫として利用してきたものです。

申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。

転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。

以上、受付番号27～31番については、いずれも農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見はないものと認めます。
それでは、議第77号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。
よって、議第77号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

議長 次に、議第78号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第79号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

松崎主任 議第78号について、ご説明いたします。
議案書は9～12ページ、説明資料は1～12ページ、参考資料は11～56ページになります。

今月は、所有権の移転が17件、賃貸借権の設定が8件、使用貸借権の設定が2件、合計27件の申請がありました。今月の説明案件は4件ございます。

なお、8月開催予定の第65回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております、3件の予定です。

それでは、個別の案件について、説明します。

議案書10ページの受付番号77番について説明します。説明資料の1～3ページをご覧ください。転用場所は、斐川町三絡です。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。該当の農地は、田が2筆です。転用目的は『水稻乾燥調製施設』です。転用面積、所要面積ともに1,209㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。転用にあたっての許可該当条項は、法第5条第2項但し書きの「農振農用地利用計画において指定された目的」である『農業用施設』での利用に該当します。事業計画について、事業者は、市内の農事組合法人です。この度、事業拡大のため申請地を取得して水稻乾燥調製施設を建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額78,961千円で、これに対する資金調達については補助金が39,429千円、借入金が39,532千円です。それぞれ証明書等で確認をしています。

つづいて議案書11ページの受付番号87番について説明します。説明資料の4～6ページをご覧ください。転用場所は、松寄下町です。案内図は説明資料5ページです。

詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。該当の農地は、田2筆です。転用目的は『資材置場』の一時転用です。転用面積、所要面積ともに1,090㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号に規定する「一時転用」に該当します。本案件は令和4年3月31日までの一時転用です。事業計画について、市内で建設業を営んでいる法人です。この度、出雲市発注の下水道工事のため申請地を賃貸借し、資材置場として一時転用する計画です。資金計画につきましては、申請地が周辺と同じ地盤高であるため造成費等の支出はありません。

つづいて議案書11ページの受付番号88番について説明します。説明資料の7～9ページをご覧ください。転用場所は、稲岡町です。案内図は説明資料8ページです。

詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。該当の農地は、田1筆です。転用目的は『工事用道路及び資材置場』の一時転用です。転用面積、所要面積ともに820㎡で筆の一部を賃借します。権利の種類は、賃貸借権の設定です。申

請地の農地区分は、農用区域内農地です。転用にあたっての許可該当条項は、施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。本案件は令和4年2月28日までの一時転用です。事業計画について、事業者はこの度、出雲市発注の道路改良工事のため申請地を賃貸借し、工所用道路及び資材置場として一時転用する計画です。資金計画につきましては、所要資金額44万円で、これに対する資金調達については、自己資金で賄う計画です。

つづいて議案書11ページの受付番号89番について説明します。説明資料の10～12ページをご覧ください。転用場所は、知井宮町です。案内図は説明資料11ページです。

詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。転用目的は『資材置場』の一時転用です。転用面積、所要面積ともに2,167㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。申請地の農地区分は、農用地です。転用にあたっての許可該当条項は、施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。本案件は令和4年4月30日までの一時転用です。事業計画について、事業者は87番と同じ法人です。この度、市の下水道工事を受注したことに伴い、資材置場として申請地を一時転用して利用する計画です。資金計画につきましては、現地は登記地目としては田ですが、周辺と同じ地盤高であるため新たな造成費等はありません。

説明案件は以上であり、その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。

続いて、議第79号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。議案書は13ページになります。

今月の申請は、所有権の移転を伴う変更が2件、提出されております。

説明該当案件はありません。

なお、いずれも5条とのセット案件であり、第216号の13番は5条の67番、14番は5条の75番とセットとなっておりますのご確認ください。

今月申請のありました農地法第5条申請27件及び事業計画変更2件につきましては、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見はないものと認めます。
それでは、議第78号農地法第5条に規定による農地等の許可申請決定及

び承認について、及び議第79号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。
よって、議第78号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。
また、議第79号を決定いたします。

議長 次に、議第80号農地法第3条第2項第5号による別段面積（農地法施行規則第17条第2項）について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

高橋副主任 議第80号について、ご説明いたします。
議案の14～24ページをご覧ください。
出雲市農業委員会では、特定の農地について、別段面積の適用について審議し、一筆ごとに下限面積を設定できるようになっております。これは、農家の高齢化、後継者がいない、所有者が遠隔地にいるなどの理由により、耕作が困難で将来的にも耕作されないと見込まれる農地について、「非農家の方が耕作したい」という場合に、筆ごとに指定し、別段面積を10アール以下に設定するものです。

今回は、30件、40筆の農地について、土地所有者から適用希望の申出がありました。申出地につきましては、事前に該当地区の農業委員及び農地利用最適化推進員と事務局職員で現地の状況を確認しております。

個別の事案について説明いたします。18ページをご覧ください。

受付番号1番は、上塩冶町の土地1筆です。土地所有者は、就労による労力不足のため、従来から申出地を管理している隣接農地耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、5月27日に遊木農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、隣接する自己所有地と一体的に野菜を栽培される計画です。

受付番号2番は、下横町の土地1筆です。土地所有者は、進入路がないことによる耕作不便のため、隣接農地の耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、5月28日に神田農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、隣接する自己所有地と一体的に野菜を栽培される計画です。

受付番号3番は、矢尾町の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、隣接農地の耕作者から取得希望が出ております。現地確認につ

いては、5月31日に若槻農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号4番は、矢尾町の土地1筆です。土地所有者は、労力不足のため、隣接宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、5月31日に若槻農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、果樹や野菜を栽培される計画です。

受付番号5番は、矢尾町の土地2筆です。土地所有者は、遠隔地に転居予定のため、隣接農地の耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、5月31日に若槻農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、隣接する自己所有地と一体的に野菜を栽培される計画です。

受付番号6番は、里方町の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、隣接農地の耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、5月31日に若槻農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、隣接する自己所有地と一体的に野菜を栽培される計画です。

受付番号7番は、芦渡町の土地1筆です。土地所有者は、耕作不便のため、隣接宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、6月15日に原農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、イチゴ、トマト、野菜を栽培される計画です。

受付番号8番は、神門町の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、隣接宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、6月15日に原農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、スイートコーン、ミニトマトなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号9番は、神西沖町の土地2筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、隣接宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、5月11日に石飛政樹農業委員及び農地利用最適化推進委員3名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜および果樹を栽培される計画です。

受付番号10番は、荒茅町の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、隣接宅地購入者から取得希望が出ております。現地確認については、5月26日に松本農業委員及び農地利用最適化推進委員4名と事務局職員で行いました。取得後は、大根、玉ねぎ、きゃべつなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号11番は、西園町の土地2筆です。土地所有者は、後継者不在のため、隣接宅地購入者から取得希望が出ております。現地確認については、

5月26日に松本農業委員及び農地利用最適化推進委員4名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号12番は、島村町の土地1筆です。土地所有者は、市外在住による耕作不便のため、隣接宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、5月28日に渡部農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、水稻を栽培される計画です。

受付番号13番は、島村町の土地1筆です。土地所有者は、市外在住による耕作不便のため、隣接宅地購入者から取得希望が出ております。現地確認については、5月28日に渡部農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、白菜、たまねぎなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号14番は、園町の土地2筆です。土地所有者は、就労による労力不足のため、隣接宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、6月3日に落合農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号15番は、園町の土地2筆です。土地所有者は、市内遠隔地在住による耕作不便のため、隣接宅地購入予定者から取得希望が出ております。現地確認については、6月3日に落合農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、トマト、キュウリなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号16番は、多伎町小田の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、従来からの管理者から取得希望が出ております。現地確認については、6月10日に持田農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、いちじくおよび野菜を栽培される計画です。

受付番号17番は、湖陵町二部の土地2筆です。土地所有者は、市内遠隔地在住による耕作不便のため、隣接する宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、5月27日に石飛忠宏農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号18番は、大社町菱根の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、隣接宅地購入予定者から取得希望が出ております。現地確認については、6月8日に大梶農業委員及び農地利用最適化推進委員3名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号19番は、大社町修理免の土地2筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、隣接宅地購入者から取得希望が出ております。現

地確認については、6月4日に大梶農業委員及び農地利用最適化推進委員3名と事務局職員で行いました。取得後はナス、きゅうりなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号20番は、大社町杵築東の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、隣接宅地購入予定者から取得希望が出ております。現地確認については、6月4日に大梶農業委員及び農地利用最適化推進委員3名と事務局職員で行いました。取得後はさつまいも、トマトなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号21番は、大社町杵築西の土地1筆です。土地所有者は、体調不良による労力不足のため、隣接農地の管理者から取得希望が出ております。現地確認については、6月4日に大梶農業委員及び農地利用最適化推進委員3名と事務局職員で行いました。取得後は甘夏柑、柿などの果樹および大根、さつまいもなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号22番は、大社町杵築西の土地1筆です。土地所有者は、就労による労力不足のため、従来からの管理者から取得希望が出ております。現地確認については、6月4日に大梶農業委員及び農地利用最適化推進委員3名と事務局職員で行いました。取得後は甘夏柑、柿などの果樹および大根、さつまいもなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号23番は、大社町宇龍の土地2筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、近隣宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、6月4日に大梶農業委員及び農地利用最適化推進委員3名と事務局職員で行いました。取得後はナス、きゅうり、トマトなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号24番は、斐川町出西の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、従来からの管理者から取得希望が出ております。現地確認については、6月2日に岡田農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、隣接する自己所有地と一体的に野菜を栽培される計画です。

受付番号25番は、斐川町出西の土地3筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、近隣農地耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、6月2日に岡田農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号26番は、斐川町原鹿の土地1筆です。土地所有者は、市外在住による耕作不便のため、隣接宅地の居住者から取得希望が出ております。現地確認については、6月10日に佐野農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号27番は、斐川町原鹿の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、隣接農地耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、6月10日に佐野農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。得後は、隣接する自己所有地と一体的にねぎを栽培される計画です。

受付番号28番は、斐川町原鹿の土地1筆です。土地所有者は、後継者不在による労力不足のため、隣接農地耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、6月10日に佐野農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、隣接する自己所有地と一体的にねぎを栽培される計画です。

受付番号29番は、斐川町三分市の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、従来からの管理者から取得希望が出ております。現地確認については、6月7日に江角農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、隣接する自己所有地と一体的に野菜を栽培される計画です。

受付番号30番は、斐川町坂田の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、近隣農地耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、6月7日に江角農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、なす、キュウリ、オクラなどの野菜を栽培される計画です。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見はないものと認めます。
それでは、議第80号農地法第3条第2項第5号による別段面積（農地法施行規則第17条第2項）について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。
よって、議第80号を承認いたします。

議長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後 2 時 4 0 分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

藤原事務局長、山田次長、松崎主任、吉川主任、高橋副主任、後藤主事

農業振興課

農地利用調整係 河井係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員